

㈱熊谷工務店次世代育成支援対策行動計画

社員一人一人が個々の能力を発揮し、活躍できる職場環境にため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年10月24日～ 令和12年10月31日までの5年間

2. 内容

【目標1】 年次休暇9日以上取得を努力義務とする。

【対 策】 令和 7年11月～ 年次休暇取得を会議等で周知する。
年次休暇消化日数を個々に伝え、取得を推奨する。

【目標2】 残業時間月10時間以内を努力義務とする。

【対 策】 令和 9年 4月～ 業務の効率化を図るため、DX化を検討する。